

議案第91号

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第10号）

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ528,943,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年2月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		3,806,032	9,365	3,815,397
	1 負担金	3,806,032	9,365	3,815,397
17 国庫支出金		86,814,257	321,456	87,135,713
	2 国庫補助金	12,647,772	321,456	12,969,228
21 繰入金		10,932,867	1,829	10,934,696
	2 基金繰入金	9,562,583	1,829	9,564,412
23 諸収入		29,630,531	112	29,630,643
	6 雑入	3,863,852	112	3,863,964
24 市債		58,670,976	978,800	59,649,776
	1 市債	58,670,976	978,800	59,649,776
歳入合計		527,631,828	1,311,562	528,943,390

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		70,737,954	324,250	71,062,204
	2 道路橋りょう費	15,092,044	201,000	15,293,044
	3 河川費	3,025,267	61,250	3,086,517
	4 都市計画費	26,157,775	62,000	26,219,775
10 教育費		93,338,010	987,312	94,325,322
	2 小学校費	39,599,327	562,792	40,162,119
	3 中学校費	26,436,498	424,520	26,861,018
歳出合計		527,631,828	1,311,562	528,943,390

第2表

継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
10 教育費	2 小学校費	仲 町 小 学 校 校 舎 増 築 事 業	1,328,049	2 8	136,539	1,328,049	2 8	136,539
				2 9	310,528		2 9	432,846
				3 0	880,982		3 0	758,664
		新設美園地区小学校 整 備 事 業	4,683,270	2 9	1,873,308	4,683,270	2 9	2,023,375
	3 0			2,809,962	3 0		2,659,895	
	3 中学校費	新設美園地区中学校 整 備 事 業	5,329,520	2 9	2,131,808	5,329,520	2 9	2,277,860
3 0				3,197,712	3 0		3,051,660	

第3表

繰越明許費補正

1 追加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校営繕事業	278,468

2 変更 (単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	1,360,323	交通安全施設整備事業	1,561,323
	3 河川費	河川改修事業	992,500	河川改修事業	1,053,750
	4 都市計画費	街路整備事業	1,869,613	街路整備事業	1,931,613
10 教育費	2 小学校費	小学校営繕事業	270,454	小学校営繕事業	560,861

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全 施設整備 事業	1,239,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期間を短縮 し、又は繰 上償還若し は低利に借 換えること ができる。	1,354,600	(補正前に 同じ。)		
河川改良 事業	1,226,000				1,287,200			
街路整備 事業	3,455,900				3,497,900			
小学校建 設事業	2,764,900				3,202,200			
中学校建 設事業	4,288,500				4,612,100			